

## 連携医療機関の皆様へ

山口リハビリテーション病院 4階病棟(療養病棟入院基本料1)は、10月1日から在宅復帰機能強化加算を算定しています。

医療機関の医療ソーシャルワーカー様等、退院調整の際はお気軽にお問い合わせください。

平成26年4月の診療報酬改定において、入院患者の在宅復帰率が求められるようになりました。

### 【計算式（一般7対1）】

在宅復帰率（75%以上） = 直近6月間に「自宅、回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)、療養病棟(在宅復帰機能強化加算の届出病棟に限る)、居住系介護施設等、介護老人保健施設(いわゆる在宅強化型老健施設、在宅復帰・在宅療養支援機能加算の届出施設に限る)」に退院した患者(転棟患者を除く) / 直近6月間に7対1入院基本料を算定する病棟から退院した患者(死亡退院・転棟患者・再入院患者を除く)

### 【計算式（地域包括ケア）】

在宅復帰率（70%以上） = 直近6月間に「自宅、療養病棟(在宅復帰機能強化加算の届出病棟に限る)、居住系介護施設等、介護老人保健施設(いわゆる在宅強化型老健施設、在宅復帰・在宅療養支援機能加算の届出施設に限る)」に退院した患者 + 療養病棟(在宅復帰機能強化加算の届出病棟に限る)へ転棟した患者 / 直近6月間に当該病棟又は病室から退院した患者(死亡退院・再入院患者を除く)+転棟した患者

山口リハビリテーション病院

診療連携室 担当者まで

TEL：083-921-1616